

六ヶ所村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 青森県六ヶ所村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 6 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (16年目)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用
処理区域内人口密度	33.3人/ha (平成28年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(北部処理区)		
処理場数	1処理場(北部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年度に六ヶ所村汚水処理基本構想を策定している。北部処理区は、現下水道区域から変更なしで、既に整備が完了している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用している。 ・基本料金:550円/月(8立方メートルまで) ・超過使用料:60円/月(排水量1立方メートルあたり) 		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用汚水、団体及び業務用汚水、公衆浴場汚水に区分しての下水道使用料金を設定している。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定している。(従量使用料制) 		
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水以外の水を使用した場合は、50円/月(排水量1立方メートルあたり)としている。 		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 1,270 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 1,362 円
	平成27年度 1,270 円		平成27年度 1,358 円
	平成28年度 1,270 円		平成28年度 1,366 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	5名(損益勘定職員4名、資本勘定職員1名)
事業運営組織	六ヶ所村における下水道事業は、六ヶ所村上下水道課にて運営している。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託(包括的民間委託を含む)	・管渠施設調査・修繕・清掃業務を仕様発注により業務委託している。 ・処理場運転管理業務等を仕様発注により業務委託している。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)*4	・未利用
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)*5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

・H29年度に作成・公表したH28年度「経営比較分析表」を添付している。
・経営分析比較表から分析すると、施設利用率と水洗化率は、平均値を上回り、汚水処理原価は平均値に近似しているが、経費回収率と汚水処理原価は平均値と比較すると、良い数値とは言えない状況である。
・経営分析比較表の経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を整理している。

2. 経営の基本方針

【経営の基本方針】

＜第4次六ヶ所村総合振興計画(2016→2025)＞の基本理念に基づいて、公共下水道事業の推進を図っていく。

【下水道事業の基本方針】

施策1 公共下水道施設の適正な維持管理

- ・処理施設の適正な運転と管理することに努める。
- ・管渠の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施する。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備する。

施策2 公共下水道事業の経営の安定

- ・下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組む。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・公共下水道事業の投資は、処理施設の改築費として、10年間で約2億円の投資を見込んでいる。
- ・その他費用として、SM計画の策定費用、調査費用と計上している。

管渠施設は377ha整備完了しているが、計画面積502haに対し、75%の整備率となっている。今後10年間で、計画区域の整備を完了させるため、事業費を計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

公共下水道事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債等を充当し、維持管理費や地方債償還費（元金、利息）に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当している。

1) 建設改良費の財源

- ・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上している。

2) 使用料、一般会計繰入金

- ・本経営戦略における下水道使用料金体系は、現行の料金制度を継続するものですが、今後必要に応じて、料金制度の検討を行う。
- ・一般会計繰入金は、使用料収入で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全て国の繰り出し基準で認められている分で充当している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管渠・処理場の維持管理費（動力費、委託費等）や職員人件費等を計上している。

1) 管渠費

- ・維持管理費として、修繕費（管渠修繕）、委託費（清掃費）を計上している。

2) 処理場

- ・維持管理費として、動力費、薬品費、修繕費、委託費を計上している。
- ・動力費、薬品費、委託費は、処理水量の増加を考慮し、設定している。

3) その他維持管理費

- ・維持管理費は、職員給与費、委託費、その他を計上している。職員は現状の体制を維持していくものとする。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討する。 ■公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置事業の事務の委託・代替執行等による事務の効率化。
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討する。 ■ストックマネジメントによる計画的な維持管理と効率的な改築の推進。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討する。 ■処理場の維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討する。 ■行政人口が将来にわたり減少するが、下水道計画人口は穏やかな増加を見込んでいる状況であるが、必要に応じて料金の見直しを慎重に検討し、一般会計繰入金の抑制を図る。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定していない。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>投資以外の経費に対する民間活力に関して、下記の事項について 今後検討していく。 ■管渠施設の計画的な維持管理による、費用の効率化。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討 していく。 ■各種業務に対し、適正化を図り、職員給与費の増加を抑制する。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討して いく。 ■施設更新時に省電力設備の導入の検討、運転操作方法の調整 による動力費の軽減を図る。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>薬品費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討して いく。 ■効率的な維持管理による薬品費の軽減。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討して いく。 ■効率的な維持管理による修繕費の適正化を図る。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討して いく。 ■管渠の計画的な調査・点検、施設の最適な維持管理による経費 の抑制。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ 予定しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要 に応じて検討を進めていく。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項</p>	<p>①経営戦略の進捗管理 ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がな いか検証を行う。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直し に反映させる。</p>
---------------------------------	--